

坂井市丸岡城周辺景観まちづくり事業費補助金

【目的】

城周辺特定景観計画区域内の歴史、文化、風土、自然及び人と人のふれあいを大切にされた個性あるまちづくりを進め、うるおいのある美しいまちづくりを実現することを目的とする。

【補助内容】

(1) 補助対象者

「城周辺特定景観計画区域」内の土地及び建物の所有者

(2) 補助対象経費

ア 建築物 新築、増築又は改築する場合において、原則として公道に面し、かつ外観について伝統的建築物の意匠を継承した和風建築とするときは、その外観の施工に要する経費。ただし、屋根の施工に要する経費は全て対象とする。

イ 工作物 周囲の歴史的景観に調和した柵、石垣等の新設又は改修に要する経費

(3) 補助率

ア 建築物 補助対象事業費又は市が別に定める基準単価表により算出した額のいずれか低い額の1/3(限度額 50 万円。ただし城周辺特定景観計画区域内重点路線沿いについては 100 万円とする)

イ 工作物 補助対象事業費又は市が別に定める基準単価表により算出した額のいずれか低い額の1/3(限度額 30 万円。ただし城周辺特定景観計画区域内重点路線沿いについては 50 万円とする)